原発のない安全な北海道に
HAIRO ニュース

2016.11.10 No.20
発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL http://tomari816.com
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

次回口頭弁論 2016年11月29日（火）15：30から 場所／札幌地方裁判所

弁護団報告

泊原発の基準地震動をめぐる最近の議論

弁護団事務局長 菅澤紀生

原子力発電所の耐震設計において、基準とする地震動のことを基準地震動と言います。原発近くにある断層の分布などから見て、原発で発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さのことです。ガルという加速度を表す単位が使われます。1ガルは0・01m／s^{2}です。地球における重力の加速度は981ガルですから、それ以上の地震で下から突き上げられれば、地面に置かれた物体は空中に飛び上がることになります。いっぽう、応答スペクトルというのは、地震が起きたとき、建物などがどれくらい揺れるかを、地震の揺れの周期ごとに、速度と加速度で表したものです。グラフでは周期を横軸に、速度を縦軸に、加速度を、斜めの線でとります。左ほど周期は短く、右ほど長くなります。短い周期は、カタカタという揺れで、原発には危険な揺れといえます。

これまで北電は図1のような基準地震動の応答スペクトルを示し、基準地震動を550ガルとしていました。この図では、黒い実線が基準地震動の応答スペクトルを表し、それが斜めの線で見ると（左端で見ることになっています）、550ガルになっています。色のついた他の線は、それぞれの地震によるものですが、すべてこれを下回るから安全だという趣旨で用いられてきました。

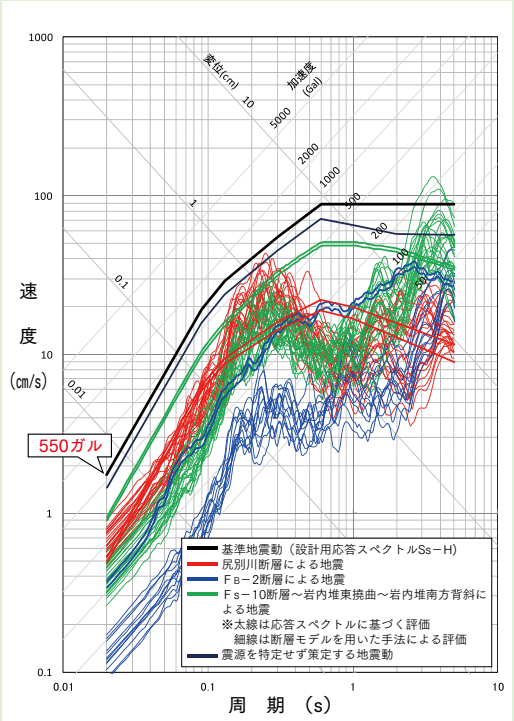

図1 設計用応答スペクトルSs－H

しかし規制委員会適合性審査を経て、北電は基準地震動を変更し、図2のような応答スペクトルであるとしています。

これは、規制委員会適合性審査の過程において、大きな地震動が観測されている留萌南部地震や岩手・宮城内陸地震を検討しろと言われたことに、北電側が応えた結果です。従前の550ガルの基準地震動に留萌地震や岩手・宮城地震の地震動Ss3－1～4を基準地震動に加えたのです。その結果、全体を包絡する黒い実線だけでなく、他のカラフルな線（1つ1つの地震から得られる応答スペクトル）も検討することになり、地域の説明会でもより安全側に審査するようになったと説明されています。

しかし原告弁護団としては、このような応答スペクトル図の変化について、留萌南部や岩手・宮城がこれまでの550ガルの直線を超えているのだから、安全性が保たれていないのではないかとの疑問を抱き、この点について北電に説明を求めました。

これに対し北電の主張は、基準

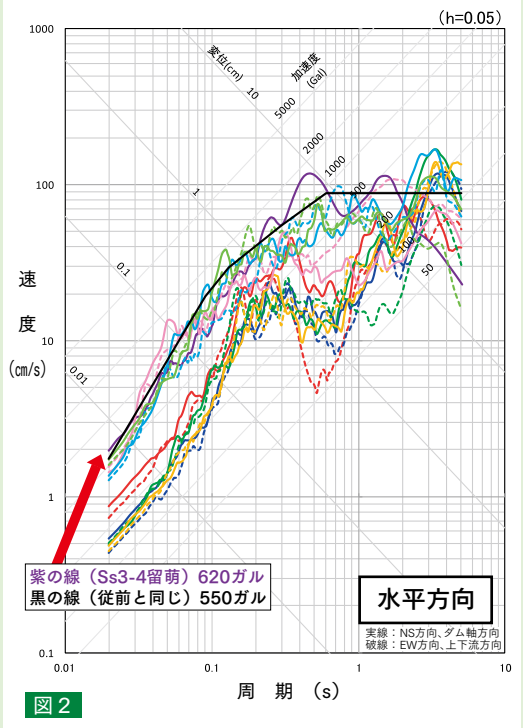

図2

[敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（応答スペクトルに基づく地震動評価）]
- 基準地震動Ss1

[敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（断層モデルを用いた手法による地震動評価）]
- 基準地震動Ss2-1 尻別川断層による地震 [不確かさ考慮モデル（断層の傾斜角）破壊開始点4]
- 基準地震動Ss2-2 Fs-10断層～岩内堆東撓曲～岩内堆南方背斜による地震 [不確かさ考慮モデル（断層の傾斜角）破壊開始点4]
- 基準地震動Ss2-3 Fs-10断層～岩内堆東撓曲～岩内堆南方背斜による地震 [不確かさ考慮モデル（破壊伝播速度）破壊開始点1]
- 基準地震動Ss2-4 Fs-10断層～岩内堆東撓曲～岩内堆南方背斜による地震 [不確かさ考慮モデル（破壊伝播速度）破壊開始点5]

[震源を特定せず策定する地震動]
- 基準地震動Ss3-1 [2008年岩手・宮城内陸地震（栗駒ダム[右岸地山]）]
- 基準地震動Ss3-2 [2008年岩手・宮城内陸地震（KiK-net金ヶ崎）]
- 基準地震動Ss3-3 [2008年岩手・宮城内陸地震（KiK-net一関東）]
- 基準地震動Ss3-4 [2004年北海道留萌支庁南部地震（K-NET港町）]

地震動Ｓｓ－１は応答スペクトル図から図３のような模擬地震波というものを導き、これを基準地震動としていた。この点は従前と変わりません。

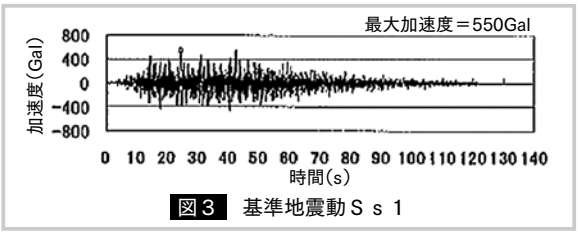

図３　基準地震動Ｓｓ１

今回は、これに加えて、岩手・宮城内陸地震のうちの３地点の計測結果から得られた地震動（Ｓｓ３－１から３）と留萌支庁南部地震の１地点の計測結果から得られた地震動（Ｓｓ３－４）（以下の図は、特徴的な３つを抜粋したもの）を検討した。これらは、実際の測定された地震を検討したものなので、個別にこれらの地震動を使うほうがいい。だから応答スペクトル図も、最初の図の黒線のような包絡した直線ではなく、１つ１つの実際の地震動から計算される曲線の応答スペクトル図となるというものでした。

以上の北電の主張について、弁護団は、基準地震動の問題にもっとも詳しい東京の内山弁護士も含めその合理性を検討しましたが、この説明自体には不合理な点はないという結論となりました。従前の基準地震動の応答スペクトルの線を超える揺れについても考慮しなければならなくなったという点では、より安全側に基準が上がったことは否定できません。

しかし、岩手・宮城内陸地震で、最もゆれの大きかった一関西（いちのせきにし）の観測結果を使用しないことは不合理であると考えられますので、今後こうした主張を加える予定です。

なお、新聞等で報じられている６２０ガルというのは、Ｓｓ３－４（留萌）が周期０・０２のところで６２０ガルとなっている点を指摘しているだけで、５５０ガルから６２０ガルに単純に基準地震動が引き上げられたという評価は誤りのようです。

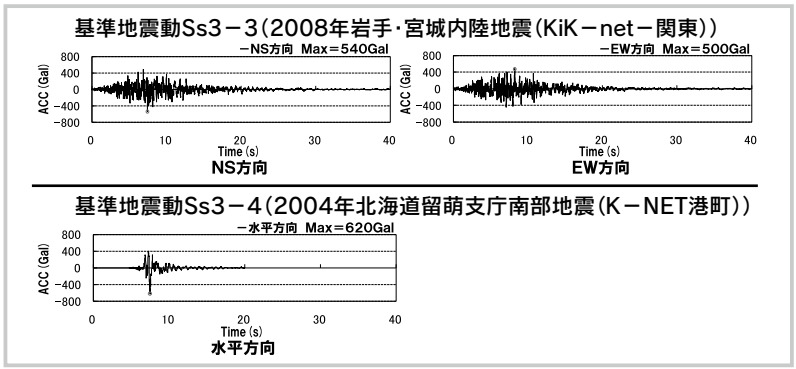

第18回 法廷だより

2016年8月9日、第18回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

暑い中　傍聴席も満員

２０１６年８月９日午後３時30分より札幌地裁で、第18回口頭弁論期日が開かれました。真夏の暑い天気の日でしたが、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、被告からは６月29日付けの準備書面（地震関係の反論書面）が提出され、原告側から８月４日付け求釈明（裁判所に対し、被告に主張の補足説明を求めるように求めること）の書面を提出しました。

地震に関する主張の経過

今回の準備書面はいずれも、地震に関するこれまでの主張のやり取りの流れの中にあるものです。

まず、被告は平成28年４月24日付け準備書面(7)及び同年５月10日付け準備書面(8)で、地震の検討方法と耐震性審査について包括的な主張をしました。これに対し、原告は、同年５月17日付け求釈明事項書により、「被告が基本的な基準地震動の検討方法を変更したものでないか」と問いかけました。以上が前回の弁論までのやりとりで、今回は提出された被告準備書面(9)は、それに対する回答に当たります。その内容は、「基本的な基準地震動の検討方法に変更はない」というものでした。この書面については、専門的な用語や図表が多く含まれるので、口頭弁論期日の後の進行協議期日で、原告側から口頭の質問をして、被告から口頭で回答、説明がされました。

被告側の説明によれば、原告側の求釈明における「基準地震動が５５０ガルから６２０ガルへ引き上げられた」といった表現は正確でないようです。もっとも、規制委員会適合性審査の過程で、留萌支庁南部地震と岩手・宮城内陸地震を考慮することが求められた結果、被告が従前より大きな地震動への対応を検討するに至ったのは間違いありません。岩手・宮城内陸地震は非常に大きな地震動を記録した地震です。大飯原発福井地裁判決でも問題とされたように、従前耐震性の限界と評価されたストレステストを超えていないのか、という点が疑問となります。

そこで、原告は８月４日付求釈明事項書を今回提出し、この点の説明を被告に求めました。これに対する回答は今回直接はなされず、次回までに書面でされる予定となっています。（訴訟の現状については、１ページ弁護士からの解説もご覧ください。）

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の市川和彦さんが意見陳述を行いました。

市川さんは35年間にわたって理工系の大学教員として教育・研究にたずさわった方で、福島原発事故を経験したこれからも日本で原発を使っていけるのかという問題について、(1)福島原発事故は人為ミスではなく日本の自然条件の特徴である地震に起因すること、(2)原子炉や制御システムの設計は多分野の専門家が関与すべきだが実際には原子力工学の研究者や技術者が中心となってきたこと、(3)原発を運転するには住民の生活や生存を侵さないことが大原則であるのに福島原発事故ではそれが脅かされたこと、という３つの観点から検討すれば、原発稼働を止めるべきであることを訴えました。（意見陳述の内容は３ページ。）

今後の予定ほか

原告の求釈明への被告の回答は、次回期日前に準備されるとのことでした。原告側からは、今後被告が認めていない断層についての主張を予定しています。

次回期日は、11月29日（火）午後３時30分からです。（なお、次々回は２月28日（火）午後３時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

原告意見陳述

原告 市川和彦（イチカワカズヒコ）

高度経済成長に寄与

理工系の学生・院生を対象に教育・研究に35年間程たずさわった者です。戦後10年余り経過後、日本経済が飛躍的に成長した時代（１９５５～１９７０年）を迎えました。１９６０年前後、企業で働く同期は海外出向して仕事に励み、日本経済の発展に貢献しました。その頃に米・英両国で開発設計・実働運営されていた原子力発電炉が本国に輸入されました（１９６５－１９８５年）。原子炉は、核反応の際発生する強い熱エネルギーを利用して電気エネルギーを供給します。日本の経済成長発展に影響したと考えられます。

起こるべくして起こった事故

21世紀に入り日本は福島原発事故が起き、放射性物質・放射性汚染物が住民の生活領域に入り込んできました。多くの住民の生活権をはく奪し、生存権を脅かした原発事故は、国民が今後、原子炉を用いることが可能なのかを問いかけています。日本中に建造された原子炉をそのまま温存したい政府や電力会社は、福島原発事故はまれにみる巨大津波だけによるものと強調しています。

十分ではありませんが、情報を整理・分析した結果、地震は津波を誘引したのみならず、原発に直接被害をもたらしたと判断しました。陸・海に地殻変動性構造を持つ日本列島では、福島原発事故は起こるべくして起こった惨事と考えられます。５年経った今も、事故原因の解明と事故防止策が完成されていない現状では、今後の原子炉稼働は禁止と裁定されるべきです。

３つの観点から説明

一つ目は、メルトダウンは何故起きたか。冷却水供給のために海岸近辺にしか原発を建設できないという日本の立地条件は、日本固有の海底・内陸の地殻構造による地震と津波の自然災害を同時に受ける場所でもあります。米国スリーマイル島で起こったメルトダウンが人為的操作の誤りから起きたのとは決定的にちがっています。

福島のメルトダウンは、操作上の誤りではなく、自然災害によって起こったのです。このメルトダウンを契機に水蒸気爆発が起こり、放射性物質や放射性汚染物が管理外区域に大量に放出・放置され、住民の生活権を侵しました。

二つ目は、原子炉設計・建設や制御システム設計は、原子工学専門の研究者・技術者などで行われましたが、その様な組織は合理性・汎用性・機能性の点で、深刻な問題があります。

日本国内での原発の設計・建設・稼働には、原子工学以外に材料工学・防災工学・地質／津波学・力学／流体学関連の物理学・放射能科学等の多数の部門が参入した新たな組織が原子炉設計・建設の最初の段階から設立されなければなりません。福島原発事故は「20世紀に設置された原発炉の日本での運用は危険です」と主張しています。原子工学専門の委員長及び同じ系統の分野の委員だけで構成された場合、原子力規制委員会の原発再稼働への対応は福島原発事故以後も大同小異でしょう。

三つ目は、「原発は住民の生活権・生存権を侵さない」という原発運用にあたっての大原則をじゅん守できなかった。福島原発事故とは、メルトダウン・冷却制御不能による原子炉の暴走化及び専門技術者による原発制御不能化によるものです。

福島原発事故の検証なしで再稼働はありえない

２０１１年3月11日の福島原発事故から5年が経過しました。先述の三つの観点から事故の重みを再認識・再熟慮して頂きたい。原子工学専門家からなる委員会では原発がそのまま認可されることが容易に予測されます。21世紀に起こった福島原発事故は住民の生活権をはく奪し、生存権をおびやかしました。私は、資料分析から当事故は起こるべくして起こったと確信しました。日本の原発再稼働は、福島原発事故の徹底的な検証なしではありえません。

とりわけ北海道は、漁業・農業・酪農・畜産・自然を対象にした観光業によって存在感を保っています。日本を取り巻く海底の地殻変動が引き起こす地震や津波による自然災害（電力会社の言う想定外の原因）は原発事故の発生に繋がりかねません。原発にメルトダウンが起きれば放射性物質が拡散し、北海道に致命的な打撃を与えます。原発は十万年間管理しなければならない放射性汚染ゴミを残します。その処分地が北海道に指定される可能性もあります。それどころか他県にある汚染物質を北海道に運搬すべきとの考えも浮上しています。

これらはすべて北海道の住民の生活権・生存権に直接かかわります。裁判長におかれましては、北海道にこのような危険をもたらす泊原発を一日も早く廃炉にできるよう、脱原発日本の近未来を見据えて、北海道の司法による裁断を示して頂くことをお願いして私の意見陳述を終わらせて頂きます。

特集

高レベル放射性廃棄物の地層処分問題

世話人　マシオン　恵美香

高レベル放射性廃棄物の地層処分問題の現状

放射性廃棄物は、核のゴミに残る放射性の強さによって、低レベルから高レベル放射性廃棄物に区分されます。どれも問題ですが、原発は、10万年間も管理しなければ安全にならない高レベル放射性廃棄物を大量に生み出します。けれども、その処分方法や処分場所は決まっていません。幌延には、地層処分のための研究施設がありますが、あくまでも研究施設と位置づけられているため、処分地の適地ではありませんし、私たちも処分場化には強く反対しています。このため、政府は、これまでのように処分場を誘致する自治体が出てくるのをただ待っているだけではなく、国が主導して、「科学的にみて処分地として有望な場所」を3区分し、比較的「好ましい地域」に最終処分候補地を絞りこむ、という方針を打ち出しました。こうして、経済産業省資源エネルギー庁が主催する「高レベル放射性廃棄物の最終処分政策の見直しに関する自治体向け説明会」が道内でも開催され、地下300mより深い地層中に核廃棄物を埋めてしまおうとする深地層処分計画が進められようとしています。

北海道の各自治体へのアンケート結果

2016年5月25・26日、北海道経産局（札幌）で経済産業省資源エネルギー庁が主催して「高レベル放射性廃棄物の最終処分政策の見直しに関する自治体向け説明会」が開催されました。北海道庁を含む道内自治体には、参加を求めるお知らせが送付され、3回の説明会に60名が出席しました。国が年度末をめがけて科学的有望地を三つの区分に分類し、公表するとしていることもあり、放射性廃棄物に係る問題を注視する東北海道の市民グループ（脱原発ネット、ベクレルフリー北海道）は、北海道を含む180自治体に対して、地層処分問題へのアンケートを行いました。東北海道では、釧路市を除く沿岸域にある周辺自治体は説明会に職員を派遣しませんでした。

円グラフには、①～⑨のすべての設問に対する回答結果を示しました。また、設問①の回答結果を地図に表すと次ページの図になります。北海道を含む180自治体のうち73自治体から回答がありましたが、網走市、帯広市、弟子屈町、北見市の4自治体は「回答しない」とした。「北海道に特定放射性廃棄物は受け入れがたい」という北海道条例があるにもかかわらず、北海道を含む14自治体（留萌、上ノ国、赤井川、様似、長万部、豊頃、浦幌、浜中、千歳、赤平、士別、名寄）が「答えられない」と回答。また原発の立地地域では、共和町は①と②を除いて無回答。泊村は⑨について「わからない」。幌延町は、「深地層の研究に関する協定書や条例に沿って地域の振興を図っている」とコメントし、⑨には「答える立場にない」とのこと。三者協定まで結んでいる幌延町のこの態度は遺憾です。

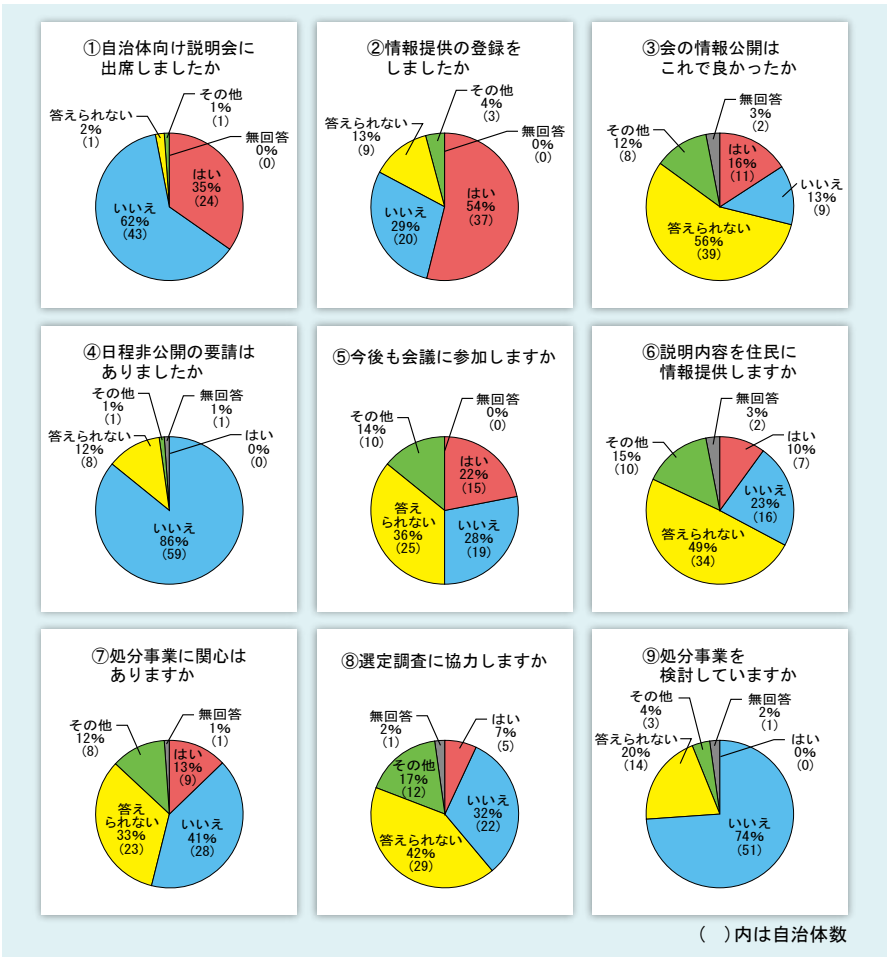

（　）内は自治体数

科学的有望地の提示と有識者会議での話題

私は本年9月1日には、第28回地層処分技術ワーキング（以下WGとする）を傍聴、核ゴミに関する政府との会合を参議院議員会館で主催しましたので、以下に2つの会合の要点を報告します。地層処分WGでは、「科学的有望地」の選定基準に関する方針が提示され、WGのまとめでは、「科学的有望地に好ましい地域」の区分に、運搬方法や距離を考慮し、「海底下を含む沿岸域」と言う言葉が強調されたほか、L2（特定放射性廃棄物第2種、TRU廃棄物）の中深度貯蔵（余裕深度処分）について、今後は科学的有望地の選定基準を適応しようという意見が出されています。要するに、低レベルの放射性廃棄物も、同じような場所に処分してしまおう、というわけです。

福島みずほ議員の協力によって会合が開催された核ゴミに関する政府との会合では、核ゴミに関連する各省庁から18名が出席し、6つのカテゴリーで30ほど出しておいた事前質問に、回答がありました。また、会合に先立って、畠山和也衆議院議員が処理等拠出金法成立に納得しない理由を解説しました。私たちからの質問項目は以下の7項目でした（カッコ内は、回答をよこした省庁・機関を示します）。①幌延の地層研究施設での研究に関する本年度事業を含む見通しについて（JAEA）、②科学的有望地の選定と公表についての見通し（経済産業省資源エネルギー庁）、③文献調査から概要調査への流れ　進捗状況（経産省）、④六ヶ所村再処理事業の技術的・経済的状況の説明（日本原燃／後日書面で回答）一部、5月11日に成立した再処理等拠出金法について（経産省）、⑤核ゴミの海外委託問題（欧州委員会で話題に上がったオーストラリアへの処分委託、モンゴルでの地層処分事業）（経産省）、⑥室蘭・苫小牧　金属廃棄物の加工事業について（経産省、日本原電、国交省）、⑦原子力発電環境整備機構に特定放射性廃棄物最終処分の技術的安全性に関する質問（NUMO）

設問①　自治体向け説明会に参加したか？

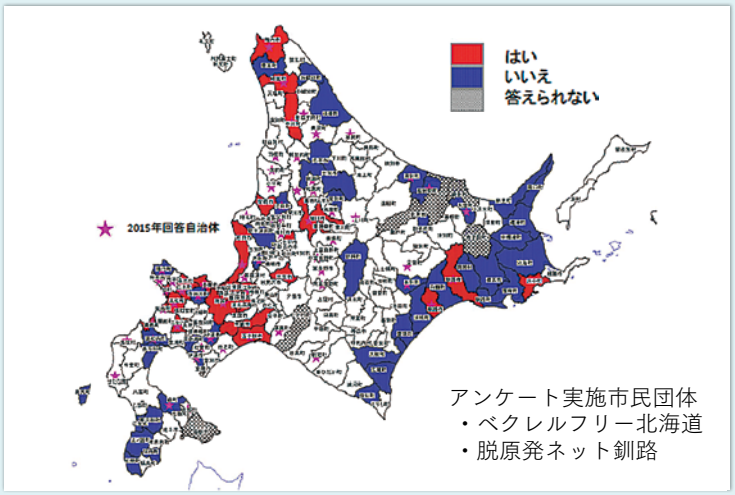

北海道にとって聞き捨てならない政府の回答

この会合のなかで、北海道に住む私たちにとって、以下のような聞き捨てならない回答がいくつかありました。

◆20年という期限をあいまい化

幌延深地層処分研究センターの設置時に締結した三者協定では、設置から20年程度で坑道を埋め戻すという前提でしたが、期限が数年に迫った現時点でも、工程表さえ提示されておらず、いつまでも坑道がふさがれない状況下で、北海道に特定放射性廃棄物が押し付けられてしまうのではないかとの懸念があります。しかし、回答したJAEA（日本原子力研究開発機構）は、約20年の解釈には幅があり、「研究課題が埋戻しの期限よりも優先される」と暗に示しました。

◆海底を新たな候補地に。海外では駄目な条件の場所も国内ならOK？

地層処分WGのまとめにも「海底下を含む沿岸域」が繰り返し強調されています。しかし、海底を含めても、北海道に、地下水が少ない深地層を持つ適地があるのかは甚だ疑問です。またスウェーデンが不適格としたような地盤の場所でも、資源エネルギー庁は「他国と知見が違うことは問題ない」ので、可能と答えています。グローバル・スタンダードの無視です。

◆低レベルの放射性廃棄物も道内に持ち込む？

高レベルの核廃棄物の深地層処分を議論していたはずなのに、TRU廃棄物など、低レベルの放射性廃棄物を、より浅いところに埋める案までが持ち込まれています。室蘭市ですでに始まっている「東海村の廃炉による金属廃棄物の再処理事業」が3年で終了した後は、廃棄物はスクラップとして敷地内に置かれ、時期をみて再加工されます。そうした低レベルの放射性廃棄物の管理は事業者任せになっている、と経産省、日本原電は回答。あとは業者がどこで処分してもいいとでも言わんばかりです。

◆最終処分場の災害対策重点区域は、たった半径50m

原発以外の原子力災害対策重点区域については、放射能レベルごとに国が規定していますが、最終処分場については、重点区域の目安は、たった半径約50メートル。最終処分の事業主体であるNUMOは、2014年7月29日の会合では、同様の質問に対し、「法律の規定は時を経て変更されていくだろう」と回答したものの、今回は「承知していない」としています。

まったく、納得がいかないことばかりです。北海道に核のゴミを持ち込ませないために、今後も、監視と批判を強めていかねばなりません。核ゴミの処理ができないと指摘することが、原発を1日も早く廃炉にさせる近道でもあるのです。地層処分問題にも、もっと関心をもっていただきたいと思います。

（原文を小野有五が短縮・編集）

口頭弁論報告会

連日厳しい暑さが続く8月9日、第18回口頭弁論は3時30分から行われました。大通り西11丁目には49人が集合し、ビアガーデン開催の中、2時40分、皆さんで裁判所に向かいました。傍聴希望者は76人、14人が抽選に外れ62人が傍聴しました。北海道高等学校教職員センターでは、外れた人の為の集会があり、原発関連の映像視聴が行われました。11名が参加し、好評でした。引き続き同所で口頭弁論報告会がありました。口頭弁論が早く終わった為、4時に始まり参加者は52人でした。森山事務局長の司会により、初めに常田共同代表が挨拶し、過去3ヶ月の裁判を取り巻く背景についておさらいしました。次に小野共同代表の挨拶があり、「規制委員会は、北電の主張が間違っていると認めてもらいたい。行動する市民科学者の会では『泊原発敷地内には活断層がある』ということは科学的に否定できないという主張を規制庁に対し行っている」と延べました。又、原発再稼動阻止の為の市民の結集を呼びかけました。次に市川和彦さんが意見陳述内容について「日本列島のような活発な変動帯では福島原発事故は起こるべくして起こった惨事」と話し、多くの人の共感を得ました。次回の打ち合わせの為40分遅れて到着した弁護団の菅澤弁護士からは、北電側が「震源を特定せず策定する地震動」は意味がないと言ってきたため、争点が「震源を特定する地震動」に移動するという趣旨の説明がありました。裁判はわかりにくい。小野代表、市川弁護士の提案でハイロニュースにわかりやすい解説が載ることになりました。その他、岩内の佐藤英行さんから、後志地域で北電が行った、20市町村における64回の安全対策説明会についての報告があり、最後に、泊原発の廃炉をめざす北区の会の冨田素實江さんが、北電に対して提出した札幌での説明会開催要請書に関して、その経緯と活動について報告しました。（事務局・岡安聡子）

報告会 参加者アンケートまとめ

回答数 5人
（表記変更以外、原文のまま）

❶ 裁判のご感想やご意見をお聞かせください。

ⓐ いつも何が行われているのかわからないまま、次回が決まるというパターン。多くの傍聴が裁判長、裁判官に対する圧力になるとの説明があるが、最近では疑わしい。（裁判官の考え方はどこで決められていくのか）とさえ、思うことがある。裁判長が優秀というが、どのように優秀なのか？

ⓑ 声が聞こえづらく、原告意見陳述以外の流れがほとんどわかりませんでした。数ヶ月に1度の裁判の内容がこれっぽっちで進んでいくのかどうか疑問。今度、どのように展開していくのか、裁判の傍聴では見えてくるものがなかったです。

ⓒ いつも思うのですが、裁判官、被告、原告のやり取りの声が小さくて、聞こえないのですが、他の人たちは聞こえるのでしょうか？聞こえなくてもいいの？

❷ 集会・映像上映（活断層と原発、そして廃炉アメリカ、ドイツ、日本の選択）のご感想やご意見をお聞かせください。

ⓔ とてもよかった。廃炉の過程がよくわかった。とても良い映像で周りにも勧めたい。

❸ 口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

ⓑ それぞれの方の話を聞くことができて、不明点がほぼ解決しました。大変勉強になりました。廃炉の会の方々以外にもこういった情報を広く知っていただきたいものです。

ⓒ 弁護士さんの説明で少し理解できた。市川弁護士が言っていたように、裁判で話したことをHAIROニュースで知らせてほしい。そうしたら、裁判の内容が少し理解できると思う。

ⓓ 内容が充実していて出席していてよかった。常田共同代表、明快でした。よかった。

❹ 泊原発の廃炉をめざす会へのご感想やご意見をお聞かせください。

ⓓ 裁判長がモソモ小声で話して、なるべく国民（傍聴人）に知らせないようにしている態度が許せない。これを告発することはできないのか。何とかしてくれ。

❺ 上記のご意見をニュースやチラシでご紹介させて頂いてもよろしいでしょうか。

ⓒ ⓓ 良い
ⓐ ⓑ ⓔ 無記

泊原発再稼働阻止集中行動に参加して

世話人　川原茂雄

10月8・9・10日の泊原発再稼働阻止集中行動に3日間参加してきました。8日は札幌市の大通り公園で「さよなら原発北海道集会」が行われ、約2500人が参加し、集会後札幌市中心街をデモ行進しました。この集会には全国各地からも70人以上の方々が参加されましたが、その日の夜、場所を倶知安町に移し、北海道からの10名以上が加わって「再稼働阻止全国交流会」が行われました。翌日の午前中まで、全国各地で取り組まれている原発再稼働阻止の運動の情報交換や交流を行うとともに、泊原発の再稼働を阻止するために、今後どのような取組みが必要であるかについての交流や協議が行われました。これまでの川内原発や伊方原発での再稼働阻止の運動は、規制委員会がほとんどGOサインを出した後からの取り組みであったのに対して、泊原発は、まだ規制委員会が最終的なGOサインを出していない状況であるので、北海道だけでなく全国各地から様々な方法で規制委員会や北電、自治体に圧力をかける取り組みを始めて、なんとしてでも泊原発の再稼働を阻止しましょうということでの合意がはかられました。

9日は、間近に泊原発を眺めることができる岩内町旧フェリー埠頭緑地を会場にして、「泊原発再稼働阻止現地集会」が行われました。海からの冷たく強い風が吹き、時折横殴りの雨が降ってくるという過酷な状況でしたが、全国全道各地から250名が参加しました。集会の最後には、放射能が風に乗ってどこまで行くのかを調べるために1000個の風船を飛ばしました。その後、参加者全員で人影少ない岩内町内をデモ行進しましたが、わざわざ玄関先まで出てきて会釈をしたり手を振ってくれる人もいました。

10日は、北大名誉教授の小野有五先生のガイドによる「泊原発周辺地形地質見学バスツアー」が行われました。いま泊原発の再稼働に向けて問題となっているのが積丹半島沖の活断層の存在と洞爺湖噴火の火砕流の問題ですが、小野先生は間違いなく活断層は存在するし、火砕流も届いていると言っており、それを現地で実際の地形や地質を見て確認することが出来ました。

大変ハードな三日間の集中行動でしたが、改めてこんな危険な場所にある泊原発の再稼働はありえないということを確信したと同時に、応援にきてくれた全国の皆さんから再稼働阻止にむけての取組みへの沢山の知恵と勇気を頂きました。（廃炉の会十勝連絡会は、原発をなくす十勝連絡会と共同で大型バスをチャーターし、35名で集会に参加しました。）

報告会にもマスコミを

竹本修

第18回公判。低調な審議に傍聴する側のいらだちが募る。爆発したのは、終了後の報告会。「今日の裁判でいったい何がどこまで進んだのか」という問いに、弁護団から「公判後の打ち合せの中で、今まで我々が重要と思っていたもの（応答スペクトル）が、北電側は大して意味があるものとは思っていないということがわかった」という答え。よくわからない。裁判の低調さは、「審議よりも書面でのやりとりが主になっており、その文書の北電の回答がひどいからだ」と続ける弁護団。共同代表の小野有五氏から「やりとりの書面について、解説をつけるなりして、知らせてほしい」と注文がつく。参加者の率直な気持ちの表白が許され、そこから実質的な改善が志向されていく。報告会こそマスコミが取材し記事化すべき事柄にあふれている。市川和彦氏の陳述「情報を整理して分析した結果、地震が直接、原発に被害をもたらしたと判断しました」という主張は、どの情報をどう分析した判断なのか。応答スペクトルを重要視していたのは原告が間違っていたのか、軽視する北電が間違っているのか。いずれも広く知らせたい内容だ。

新刊紹介

泊原発とがん

寿郎社ブックレット　七〇〇円＋税

斎藤武一　著（廃炉の会原告団長）

なぜ〈泊村〉ががん死全道第1位なのか？
なぜ〈赤井川村〉が乳がん死第1位なのか？
札幌市は〈中央区〉が危ない？
いま、あなたの街が危ないかもしれない。
衝撃のリポート!!

泊原発周辺の地形・地質見学

共同代表　小野有五

再稼働阻止集中活動の最終日のイベントとして、現地見学会を行いました。昨年から調査してきた「行動する市民科学者の会・北海道」が主催団体となり、代表の斉藤海三郎さんとガイドブックを作成。案内は小野が担当しました。予想を超えて60人以上の参加者があり、とくに道外からの参加者も多くよかったと思います。朝8時半に岩内を出発、まず写真1の岩内台地の崖を見ました。12・5万年前の砂層の直上に、11・5万年前の洞爺火山灰がのっている露頭です。北電がこの砂層を120万年前としているのは根本的な誤りであることを、参加者の皆様にはわかっていただけたと思います。

9時半に札幌からバスなどで来られた方々をあわせ、原発を過ぎて積丹半島の海岸で、まず12・5万年前の海成段丘を見学。岩内台地からわずか8㎞ほどしか離れていない場所です。標高も砂層もほとんど岩内台地と変わらず、直上にはやはり洞爺火山灰が確認されています。こちらは北電も12・5万年前と認めているのですから、岩内台地での北電の主張のおかしさをさらに確認できたと思います。

兜岬付近の海岸では、離水ベンチと、現在も波で削られている最中のベンチの両方をみることができました。ちょうど満潮近くで、風もあり、激しい波がベンチの上に押し寄せ、岩盤を削っているようすがよくわかりました。しかし、それより明らかに一段高い位置にあるベンチには、波しぶきがかかる程度で、そこが海面の下になることはありません。かつてのベンチが隆起してできた離水ベンチといえる地形です。

道外からの参加者のために「とまりん館」も短時間見学。午後は岩内平野で3つの大きな崖を観察しました。2つは、いずれも北電が120万年からたまり続けたとする「岩内層」の露出する崖ですが、一方の崖では明瞭なデルタの堆積物が、他方では、海岸付近でできた砂丘の堆積物がよく見られます。つまり北電のいう「岩内層」は1つの地層などではなく、時代も堆積場所も異なる別々な地層だったのです。それらが地震のたびに隆起して、今の地形をつくってきたのです。最後は、原発からわずか10㎞の距離にある洞爺の大火砕流の崖を見ました。短い時間でしたが、さいわい、雨も降らず、全国の方々と北電の主張が根本的に誤っている事実を共有できたことは、再稼働阻止に向けておおきな収穫だったと思います。お世話いただいた現地のみなさま、ありがとうございました。

お知らせ

次回の口頭弁論

日　時：**11月29日**（火）
傍聴希望者集合：午後2時40分
　大通り公園西11丁目（裁判所の前）
傍聴希望者多数の場合、午後3時に抽選。

口頭弁論：午後3時30分
場　所：札幌地方裁判所8階
意見陳述者：蔵田伸雄さん
　北大文学部教授 専門は倫理学
集　会（傍聴抽選に漏れた人を対象）
　午後3時20分　DVD上映
　北海道高等学校教職員センター
　4階大ホール
報告集会：口頭弁論終了後から開催

十勝連絡会の講演会と総会のお知らせ

泊原発廃炉訴訟提訴5周年講演会
「全国における訴訟の現状と泊原発再稼働阻止に向けて」
講　師：市川守弘氏　泊原発廃炉訴訟弁護団長
日　時：**11月26日**（土）13時30分～15時（開場13時）
場　所：とかちプラザ401号室（電話 0155-22-7890）
参加費：500円
　講演会終了後、総会を開催します。16時終了予定。

忘れない3.11メモリアル講演会のお知らせ

毎年、3.11を風化させないという思いのもと、3月11日前後に講演会を企画しています。講演の詳細は次号で。

日　時：**2017年3月11日**（土）午後
場　所：札幌市教育文化会館小ホール（札幌市中央区北1条西13丁目）
講演者：小泉純一郎元首相

2016年11月10日発行　泊原発の廃炉をめざす会　事務局開設時間：月・水・金 10：00～13：00
タイトルイラスト：堀川　真　写真：及川　文・斎藤海三郎・樋口みな子　編集：樋口みな子　監修：小野有五